

旭川市家庭教育ナビゲーター登録制度要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、北海道教育委員会が新たな家庭教育ナビゲーターの養成を終了したことを受け、この仕組みを生かした取組を継続するため、旭川市家庭教育ナビゲーターの登録制度に関し、必要な事項を定める。

(目的)

第2条 保護者同士が気軽に子育ての悩みなどを話し、交流や学び合いができるようサポートする者を登録し、旭川市家庭教育ナビゲーターとして、家庭教育の自主性を尊重しつつ、保護者に対して学習の機会及び情報の提供等に連携して取り組むことを目的とする。

(登録要件)

第3条 旭川市家庭教育ナビゲーターとして登録することができる者は、次の各号のいずれかに該当し、旭川市内で活動する者とする。

- (1) 北海道教育委員会が認定した家庭教育ナビゲーター
- (2) 家庭教育支援や子育て支援に関わる活動を行う者で、旭川市教育委員会（以下「市教育委員会」という。）が指定する研修を受講した者

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、登録の対象としないものとする。

- (1) 特定の宗教のための活動又はそれに反対をする活動を目的とする者
- (2) 特定の政党について指示又は反対をする活動を目的とする者
- (3) 営利又はそれに類した活動を目的とする者
- (4) 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者
- (5) その他市教育委員会が適当でないと認めた者

(登録申請)

第4条 登録を希望する者は、旭川市家庭教育ナビゲーター登録申請書(様式第1号)を市教育委員会へ提出しなければならない。

(登録の通知)

第5条 市教育委員会は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、その結果を旭川市家庭教育ナビゲーター登録に関する決定通知書(様式第2号)により申請者に通知するものとする。

(登録内容の変更)

第6条 登録の通知を受けた者は、登録内容に変更があった場合、速やかに旭川市家庭教育ナビゲーター登録変更申請書(様式第3号)を市教育委員会へ提出しなければならない。

2 市教育委員会は、前項の変更申請書が提出されたときは、その内容を確認し、旭川市家庭教育ナビゲーター登録変更確認通知書(様式第4号)により申請者に通知するものとする。

(登録の取消し)

第7条 市教育委員会は、次のいずれかに該当するときは、登録を取り消すことができる。

(1) 登録申請の内容に虚偽の事実があったとき

(2) 登録要件に該当しなくなったとき

(3) 登録者から旭川市家庭教育ナビゲーター登録抹消届出書(様式第5号)の提出があったとき

(4) 市教育委員会が旭川市家庭教育ナビゲーターとして不適当であると判断したとき

2 市教育委員会は、前項の規定により登録を取り消したときは、旭川市家庭教育ナビゲーター登録取消通知書(様式第6号)により申請者に通知するものとする。

(登録者への支援)

第8条 登録者への支援は、次に掲げるものとし、市教育委員会は、登録者の希望に応じて必要な支援を行うものとする。

- (1) 情報の提供、共有又は発信
- (2) 人材育成の支援
- (3) 登録者の交流促進等のネットワーク化の支援
- (4) その他登録者の活動に関し必要な支援

(家庭教育の推進に関する協力)

第10条 登録者は、家庭教育の推進に関する市教育委員会の施策に協力するものとする。

(事務の処理)

第11条 この登録に関する事務は、社会教育部社会教育課が処理する。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市教育委員会が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。